

死亡後にやることチェックリスト

死亡に関する届け出



市町村役場へ行く

※窓口へ行く人の身分証明書、印鑑

- 死亡届 ➔ 死亡から7日以内
- 火葬(埋葬)許可申請書 ➔ 死亡から7日以内
(死亡届と合わせて提出)
- 世帯主変更届け ➔ 死亡から14日以内
(亡くなった人が世帯主の場合)
- 印鑑登録証の返納

市町村役場へ提出するついでに、今後保険金受取手続きなどに必要な亡くなった人の生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本をとっておく

受取人や、相続人の戸籍謄本や印鑑証明も必要になる(遺産分割協議書)

健康保険などの届け出



市町村役場へ行く

- 国民健康保険資格喪失届(後期高齢者医療制度は不要)
死亡から14日以内(健康保険証を返還)
- 葬祭費の請求 ➔ 葬儀の翌日から2年以内
(健康保険から葬祭費埋葬料が遺族に支給されます)
- 介護保険資格喪失届け ➔ 死亡から14日以内
- 各種障害者手帳返納
- その他の健康保険共済組合 ➔ 勤務先
健康保険組合などへ行く
- 資格喪失届け ➔ 通常事業主経由
(健康保険証の返還)
- 埋葬料の請求 ➔ 死亡の翌日から2年以内

公的年金の届け出



年金事務所などへ

年金受給権者死亡届



すみやかに（国民年金 14日以内

未支給年金請求書



すみやかに（厚生年金 10日以内

公共料金支払いの届け出



各会社へ

故人の預貯金口座が凍結され相続財産の分割が確定するまで

原則として引き出しができなくなります。

公共料金振替口座などはすみやかに名義変更などの手続きが必要です。